

後期高齢者医療保険料均等割の軽減特例の見直しについて

後期高齢者医療制度における保険料均等割の軽減特例（9 割軽減及び 8.5 割軽減）の見直しについては、「今後の社会保障改革の実施について」（平成 28 年 12 月 22 日社会保障制度改革推進本部）において、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することとされていました。

今般、平成 31 年度政府予算案が閣議決定されたこと等を踏まえ、本年 1 月 31 日開催の「平成 31 年第 1 回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会」において、当該見直し内容を含む条例改正案が可決成立されましたので、その内容について以下のとおり報告します。

1 政府予算案における見直し内容

(1) 9 割軽減

介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給にあわせて、平成 31 年（2019 年）10 月から本則の 7 割軽減とする（半年分の国庫補助を予算措置）。

(2) 8.5 割軽減

介護保険料軽減の拡充にあわせて、平成 31 年（2019 年）10 月から本則の 7 割軽減とする。

ただし、年金生活者支援給付金等のない低所得者であることに鑑み、1 年間、8.5 割軽減を継続し、本則との差を特例的に補てんする。

2 「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」における見直し内容

(1) 9 割軽減

平成 31 年度当初から通年で 8 割軽減とし、平成 32 年度（2020 年度）から本則の 7 割軽減とする。

(2) 8.5 割軽減

平成 32 年度（2020 年度）当初から通年で 7.75 割軽減とし、平成 33 年度（2021 年度）から本則の 7 割軽減とする。

軽減特例の見直し内容（年度別）

区 分	現 行	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
年金収入 80 万円以下	9 割軽減	8 割軽減	7 割軽減（本則）	
年金収入 168 万円以下	8.5 割軽減	8.5 割軽減	7.75 軽減	7 割軽減（本則）